

ものについては、市民に当該事項に  
関する情報を提供し、意見を求めな  
ければなりません。

- 一 計画の策定、変更又は廃止
  - 二 条例の制定、改正又は廃止
  - 三 施策の実施、変更又は廃止
- 2 市は、前項の規定により意見を求  
めるときは、次に掲げるもののうち  
適切な方法を選択し、市民から提示  
された意見に対して回答し、これを  
公表しなければなりません。

一 審議会、懇談会等への委員とし  
ての参画

二 公聴会等への参画

三 一定の課題について集団で検討  
作業を行うことへの参画

四 意思決定過程での素案を公表し、  
市民から出された意見、情報等を  
考慮して決定するパブリックコメ  
ント制度等への意見表明

五 アンケート調査等への意見表明  
(附属機関等)

第三十条 市は、審議会、審査会その  
他の附属機関及びこれに類するもの  
(以下「附属機関等」という。)を組織し、  
又は運営するに当たっては、正当な理  
由がある場合を除き、公募による市  
民を構成員に含めるとともに、その  
構成員は、男女の均衡を図るよう努  
めるものとし、

2 附属機関等の会議は、公開を原則  
とします。

(男女共同参画)

第三十一条 市は、前条第一項に定め  
るもののほか、別に条例で定めると

ころにより、男女共同参画を総合的  
かつ計画的に推進するために総合的  
な施策を講じるものとし、

### 第三節 住民投票

(住民投票)

第三十二条 市長は、市政に係る特に  
重要な事項について、広く市民の意  
思を確認する必要があるときは、別  
に条例で定めるところにより、住民  
投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重し  
なければなりません。

第四節 協働への仕組み

(協働の推進)

第三十三条 市民、事業者、議会及び  
市は、協働の意義及び目的を共有す  
るとともに、都留市のあるべき将来  
像の実現に向けたまちづくりに取り  
組むものとし、

2 協働のまちづくりを進めるに当たつ  
ては、市は市民に対して必要な支援  
を行うものとし、

会をつくり、維持していくため、地  
域住民が自主的に参加し、その総意  
と協力により構成された基礎的な集  
まり(以下「地域コミュニティ」という。)  
を基本とし、様々な地域における課  
題の解決に向けて、主体的に行動す  
るものとし、

2 市は、地域コミュニティの自主性  
及び自立性を尊重するとともに、そ  
の活動を促進するために必要な支援  
を行うものとし、

(地域協働のまちづくり推進会)

第三十五条 市民は、前条に規定する  
地域コミュニティを地区単位で実現  
するための組織として、地域協働の  
まちづくり推進会を設立するものと  
します。

2 地域協働のまちづくり推進会は、当  
該地域の市民に開かれたものとし、各  
主体と連携しながら協力してまちづ  
くりを行うものとし、

(市民公益活動)

第三十六条 市は、市民生活の向上を  
目指した自発的、自主的及び継続的  
に行う非営利活動(以下「市民公益活  
動」という。)を尊重するとともに、そ  
の活動を促進するため、別に条例で  
定めるところにより、総合的な施策  
を講じるものとし、

2 市民公益活動を行う法人その他の  
団体は、協働によるまちづくりの重  
要な担い手としての認識のもと、そ  
の活動が広く市民から理解されるよ  
う努めるものとし、

3 市民及び事業者は、市民公益活動

の意義を理解し、市民自治の実現の  
ため、必要な協力又は支援に努める  
ものとし、

## 第六章 他の自治体等との

### 連携・協力

(他の自治体等との関係)

第三十七条 市は、他の自治体と共通  
するまちづくりの課題について、関  
係する自治体との連携を図り、その  
解決に努めるものとし、

2 市は、まちづくりの課題について、  
必要に応じ、山梨県及び国と連携・  
協力するとともに、関係する制度の  
整備等の提案を行うものとし、

3 市は、海外の自治体、組織等との  
連携・協力を深めるとともに、その  
中で得られた情報や知恵を都留市の  
まちづくりに生かすものとし、

## 第七章 その他

(条例の見直し)

第三十八条 市は、五年を超えない期  
間ごとに、市民の意見を聴いたうえ  
で、この条例の規定について検討を  
加え、その結果に基づいて見直し等  
の必要な措置を講じるものとし、

(委任)

第三十九条 この条例の施行に關し必  
要な事項は、市長が別に定めます。

## 附則

この条例は、平成二十一年四月一日  
から施行します。



(地域コミュニティ)  
第三十四条 市民は、住みよい地域社